



FONT1000 定額使用許諾契約書

FONT1000 定額(以下本製品といいます)のご使用に際しましては、下記の条項すべてに同意いただける方のみ、使用が許諾されます。

1 本製品の内容と知的財産権

本製品は、鑑賞、情報伝達、イメージの高揚を目的とした文字デザイン(書体 デザイン)であり、これをデジタル数値とソフトウェアコンテンツにて表現したフォント(以下まとめてフォントといいます)にて構成されています。本製品を使用される方は、これらのフォントが著作物であることを認めた上でご使用ください。

2 使用の範囲

(1)本製品は、1 ライセンスに対し許諾された台数のコンピュータにインストールし、使用することが出来ます。

■各プランの使用許諾台数

スタンダード：1台のみインストール可

ビジネス：同一事業所内のすべてのPCにインストール可

スクール：同一学校内のすべてのPCにインストール可

(2)使用者本人が、使用許諾されたフォントのアウトラインを作成し、不足する文字を作成することができます。このように作成された文字は、第三者に譲渡、使用許諾、転売することはできません。

(3)本製品を元にして商品や社名などの営業を目的としたロゴを作成することが可能です。また、元フォント字形から加工編集して頂ければそのロゴを商標登録することも可能です。

※商標における係争 FONT1000 事務局・スキルインフォメーションズ株式会社はいかなる場合にも関知いたしません。

(4)商用二次利用としてデザイナーがデザインとして納品したものを出版事業者が画像パーツ化して頒布することを許諾します。ただし、「素材提供：FONT1000 (スキルインフォメーションズ)」と書籍奥付に記載すること。

3 禁止される利用方法

(1)本製品の一部または全部を第三者に譲渡または、貸与すること。

(2)本製品の一部または全部を別のデータ形式に変換し、第三者に譲渡、貸与、使用許諾、転売することはできません。

4 保証・免責

(1)本製品に瑕疵がある場合には、ご購入後90日以内であれば、対象となる本製品の購入日を証明できるものを添付して、当社に送付いただければ、無償にて交換いたします。

(2)当社は、本製品のご使用により生じたいかなる損害についても、これを賠償する責任を負いません。

なお、万が一お客様と当社との間に紛争が発生した場合には、大阪地方裁判所を当該紛争の専属管轄裁判所とします。

5 契約の期間と終了

お客様がユーザー登録手続きを完了した時より1年間本製品を使用することができます。

なお、お客様が本契約に違反した場合には、当社は本契約を取り消すことができます。

本契約が取り消された場合でも、当社はおお客様に対して一切の返金等を行いません。

また、契約を終了される場合は本製品をインストールしたすべてのPCから削除頂いた旨を書面にて確認させていただきます。

FONT1000 使用用途別許諾範囲一覧

使用用途		ダウンロード	FONT1000定額	
		単品	スタンダード	ビジネス
販売価格		-	31,500(税込)	84,000(税込)
印刷物	広告、カタログ、チラシ、DM、ステッカー、商品パッケージ、ノベルティグッズ	○	○	○
	印刷物に値する各種PDF	○	○	○
	看板、のぼり、パナースタンド、ポスター、パネルなど	○	○	○
	ロゴ、印鑑、スタンプ、表札など	○	○	○
	商標登録・意匠登録など法的保護を受けるロゴへの使用	○※1	○※1	○※1
デジタルコンテンツ	携帯電話の待ち受け画面、デコメール、着替メニューやPCの壁紙	○	○	○
	メールマガジン、素材など成果物として配布する場合	○	○	○
	年賀書籍での賀詞素材として画像データを有償頒布	○※2	○※2	○※2
電子書籍	電子書籍での使用	○	○	○
ユーザー自身のWEBサイト制作	フォントのタイトルと文字列での使用	○	○	○
	画像への合成使用	○	○	○
	フォントを画像化した後のFlashへの埋め込み	○	○	○
	フォントを画像化した後のバナーでの使用	○	○	○
第三者のWEBサイト制作	フォントを画像化した後のタイトル(ロゴ)と文字列での使用	○	○	○
	画像への合成使用	○	○	○
	フォントを画像化した後のFlashへの埋め込み	○	○	○
	フォントを画像化した後のバナーでの使用	○	○	○
ソフトウェアのGUI	フォントを画像化してソフトウェアのGUIでの使用	○	○	○
ゲーム	コンシューマーゲーム、PCゲーム、アミューズメントゲーム、	○	○	○
サーバー	サーバーにフォントをインストールして使用する場合(ASPサービスなど)	△別途許諾必要	△別途許諾必要	△別途許諾必要
映像作品	映画、テレビ番組、CM、ビデオ、DVD、デジタルサイネージ、ストリーミング	△別途許諾必要	△別途許諾必要	△別途許諾必要
放送局	テレビ番組やCMでのテロップなどを著作権を有する番組で使用する場合	△別途許諾必要	△別途許諾必要	△別途許諾必要
Flashへの埋め込み	静止テキスト・ダイナミックテキスト	○	○	○
製品へのバンドル	各種製品へのバンドルでのフォントの利用	△別途許諾必要	△別途許諾必要	△別途許諾必要
複数台のPCでの使用	複数台のPCでのフォントデータの使用	×	×	○
	共有サーバー等にフォントデータを配置して複数人で使用	×	×	×

※1 フォントのアウトラインデータを加工編集(字形加工)して画像化した場合のみロゴ等の商標・意匠登録を行うことが可能です。別途ライセンス費用に関しては必要がございません。

※1 同じフォントデータを不特定多数のユーザーが使うことが考えられるため商標・意匠登録の際はご自身の判断で登録ください。

※1 いかなる係争にもスキルインフォメーションズ株式会社、FONT1000事務局は関知いたしません。

※2 デザイナーがデザインとして納品したものを出版事業者が画像パーツ化して頒布することを許諾します。ただし、「素材提供:FONT1000(スキルインフォメーションズ)」と書籍奥付に記載すること。